

広告掲載仕様書

下記の広告事業において、水道局の広告媒体に広告を掲載又は掲出する民間事業者等を募集します。

1 事業の名称 上下水道料金等のお知らせ票 広告事業

2 広報印刷物の概要について

広報印刷物の名称	上下水道料金等のお知らせ票
内容及び作成目的	水道利用者へ水道使用量と上下水道料金のお知らせを行うために作成する。
規格	縦114 mm (4.5インチ) ×横180 mm (7.1インチ) 表面1色(黒色)、裏面1色(青色)
発行部数 (対象世帯)	およそ6,313,000世帯分(納付制の利用者に対しては3枚綴り) ※ 水道使用量の検針は2か月に1度のため、使用期間内で1世帯に6回発行予定。
発行頻度	2か月に1度の検針時に配布。 【検針実績】令和8年6月：約521千件、令和8年7月：約517千件
配布期間	令和9年(2027年)4月～令和10年(2028年)3月検針分 ※在庫状況によって配布開始時期及び終了時期が変更になる場合があります。
配布エリア	札幌市内の水道利用契約者の住所地
配布方法	個別配布
発行元	札幌市水道局総務部営業課
その他	媒体見本は別添のとおり。

3 募集の内容について

広告掲載面・位置	スペース	色数	枠数
上下水道料金等のお知らせ票裏面	縦44 mm×横46 mm	1色(青色)	1枠

広告掲載条件	①広告主に札幌市上下水道料金の滞納がないこと。 ②上下水道事業に関わる収益事業を営む業者による広告は、上下水道料金との関連で市民に誤解を招く恐れがあるため、望ましくない。(具体的には契約担当部局と協議すること。) 上記のほか、札幌市水道局広告掲載要綱、同広告掲載基準を遵守して下さい。
広告原稿の納入期限	令和8年11月26日(木)
広告原稿の納入形態	電子データ(Windowsで使用可能なもの)
広報印刷物の校正回数	1回
その他	①事前に掲載内容の確認を行いますので、 <u>令和8年11月18日(水)</u> までに、予定広告原稿を提出してください。その結果、当該媒体にふさわしくない広告内容であると認

	められた場合、内容の修正を求めることがあります。 ②広告原稿若しくは、広告物等の納入が期限を超えて遅延した場合には、広告掲載を取り消し、契約を解除する場合があります。 ③広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、広告上部に縦5mm×横10mm程度の大きさで、広告 と表示しなければなりません。また、広告下側に、「この広告の内容に関する責任は広告主に帰属します」と注記してください。
--	---

4 その他

- 広告原稿の作成等に関する経費は、全て広告主の負担によるものとします。指定の期日までに指定された形態で広告原稿を納入して下さい。
- 広告原稿納入後、事業実施課により広告原稿の審査を行い、広告原稿確認書を交付します。このとき、必要に応じて修正等の指示をさせていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 広報印刷物配布開始後に広告掲載完了報告書とともに当該印刷物をお渡しします。広告主は広告の掲載を確認した後、広告掲載完了確認書を提出して下さい。
- 広告掲載完了確認書を提出していただいた後、納入通知書により広告料を請求しますので、納入通知書に定める納期限までに納入して下さい。
- 広告原稿の内容等に疑義が生じた場合は、契約担当部局と十分に協議をして下さい。

問い合わせ先(契約担当部局)

水道局総務部財務課財務調査係 担当 大廣

TEL : 211-7016 FAX : 232-1740

E-mail : suido-zaimu@city.sapporo.jp